



- I. カリフォルニア州消費者プライバシー法規則案の公表
- II. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

2019年
10月21日号

I. カリフォルニア州消費者プライバシー法規則案の公表

執筆者: 岩瀬 ひとみ

カリフォルニア州消費者プライバシー法(以下「CCPA」という。)¹に関しては、9月13日に5つの修正案が下院を通過していたところであるが(なお、その全ての修正案について10月11日に州知事による署名もなされ成立した。)、10月10日に、州司法長官よりCCPAに関する規則(California Consumer Privacy Act Regulations)案が公表された。本稿では、規則案の概要を簡単に説明する。

なお、規則の施行日は、2020年7月1日又は公表後6か月後のいずれか早い方であるが、州司法長官は、今回の規則案公表の際、2020年7月1日に規則を確定させエンフォースメントを開始する見込みとの発言を行っているようである。また、CCPA自体は2020年1月から施行されるため、CCPAの適用を受ける事業者は、早急にCCPAに対するコンプライアンス対応を進める必要があることに変わりはない。

1 規則案の概要

- (1) 規則案は、大きく分けて、消費者に対する通知(2条)、消費者からの要求への対応に係るビジネスプラクティス(3条)、消費者からの要求に係る本人確認(4条)、未成年に関する特別ルール(5条)及び差別の禁止(6条)について規定している。CCPA遵守のための要件・ガイダンスを細かく規定しているが、事業者に対する新たな義務も規定しており、留意が必要である。
- (2) 消費者に対する通知(2条)

規則案2条は、事業者が個人情報の取得時になすべき通知、オプトアウトの権利に関する通知、金銭的なインセンティブに関する通知及びプライバシーポリシーについて、通知の方法・態様・内容等の具体的な要件を定めている。CCPA遵守のためにプライバシーポリシーを見直す際にはこれらの要件を確認する必要があるが、オプトアウトのロゴないしボタンに関するガイダンスは、今後規則案が修正される時に盛り込まれることが想定されており、今後の動向を見守る必要がある。2条

¹ CCPAについては、[当事務所個人情報保護・データ保護規制ニューズレター2019年7月24日号](#)及び[2019年9月27日号](#)もご参照いただきたい。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

に関して特に留意すべきと思われる点は以下のとおりである。

- ・ 消費者に対する通知は、明示的にかつ目立つように、また、わかりやすい形でなされる必要があり、契約、ディスクレーマー、販売広告その他消費者に対する通知で通常使われる言語でなされなければならない。また、障害のある消費者もアクセスできる形でなされなければならない(少なくとも、障害のある消費者が別の形で通知にアクセスする方法について情報を提供しなければならない)。なお、通知義務はオフラインでの個人情報の取得時にも適用される。
- ・ 事業者は、個人情報取得時に消費者に対して通知した目的以外のために個人情報を利用する場合は、消費者に対して新たにその旨を直接通知し、明示的な同意を得る必要がある。
- ・ 消費者から直接個人情報を取得しない事業者は、直接取得する場合に必要な通知を提供する必要はない一方で、直接消費者に対してオプトアウトの権利について通知するか、又は、当該個人情報の取得元から通知がなされていることについての署名された証明(signed attestation)を受領しない限り、当該個人情報を売却してはならない。
- ・ プライバシーポリシーは、消費者が別個の書面として印刷できるフォーマットで利用可能なようにしておく必要がある。また、プライバシーポリシーは、事業者のウェブサイトのホームページ、又は携帯アプリのダウンロードページ若しくはランディングページ上に、「privacy」との単語を用いた目立つリンクを通じてオンラインで提供される必要がある。

(3) 消費者からの要求への対応に係るビジネスプラクティス(3 条)

規則案 3 条は、消費者からのデータへのアクセス、データの削除及びオプトアウトの要求の受領・対応の仕方について以下の事項を含む具体的な要件を定めている。CCPA 遵守に向けて、プライバシーポリシーの見直しを行うとともに、これらの要件に対応できるよう態勢を整える必要がある。

- ・ 事業者がアクセス又は削除の要求を受ける方法
- ・ 事業者がアクセス又は削除の要求を受けた場合の、10 日以内の受領確認義務
- ・ サービスプロバイダに関する規定(なお、サービスプロバイダは、委託元や消費者から受領した個人情報を、当該委託元以外の者のために利用してはならないが、セキュリティ事故を検出するため又は詐欺的若しくは違法な行為から保護するために、複数の委託元から受領した個人情報を組み合わせることは許される。)
- ・ 事業者がオプトアウトの要求を受けた場合の、15 日以内の受領確認義務
- ・ 事業者がオプトアウトの要求を受けた場合の、売却先への通知義務
- ・ 受領した要求とそれに対する対応についての記録義務
- ・ 世帯からのアクセス又は削除の要求の扱い

(4) 消費者からの要求に係る本人確認(4 条)

規則案 4 条は、要求を行った消費者の本人確認に関して、事業者が合理的な方法(外部業者の利用を含む。)を定め、これを遵守することを求めており、具体的な方法を定めるに際して考慮すべきファクターも定めている。

(5) 未成年(16 歳未満)に関する特別ルール(5 条)

規則案 5 条は、未成年の個人情報の売却に関するオプトインの手続を、13 歳未満と 13 歳以上 16 歳未満に分けて規定している。

(6) 差別の禁止(6 条)

規則案 6 条は、CCPA で定められている差別及び金銭的インセンティブについて、事例を挙げてガイダンスを規定しており、CCPA § 1798.125 の「消費者のデータに基づき消費者に提供される価値」、すなわち消費者のデータの価値の算定方法等や記録義務も定めている。

2 今後の動向

規則案は、12 月 6 日までパブリックコメントに付され、12 月 2 日から 5 日まで州内でパブリックヒアリングも行われる予定である

(これらに基づく規則案の修正案については、さらに 15~45 日のパブリックコメント期間が設けられることになっている。)。CCPA 施行日である 2020 年 1 月 1 日まで残された期間は限られており、また、規則違反は CCPA 違反とみなされることから、プライバシーポリシーの改定を含む、CCPA の遵守に向けた社内のシステム・態勢整備にあたっては、規則案に関する今後の動向も見守りつつ、現状の案をベースに細かくチェックしながら進めていく必要がある。

II. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

執筆者: 岩瀬 ひとみ、松本 絢子、石川 智也、河合 優子、村田 知信

1 米国

2019 年 10 月 11 日、カリフォルニア州のデータ侵害通知法(侵害時の対応について規律する法。[Cal. Civ. Code § 1798.29](#))を改正する法案([AB1130](#))が成立した(2020 年 1 月 1 日発効)。これにより、データ侵害発生時の通知対象となる個人情報に、①固有の生体認証データ及び②パスポート番号等の政府発行の身分証明書の識別番号が含まれるようになった。

2019 年 8 月 29 日、メリーランド州保険局(MIA)は、保険会社等、健康保険又は関連するサービスを提供するヘルスケア分野の事業者に対して、データ侵害発生時における新たな通知義務(州司法長官への通知に加え、州保健局にも通知を行う義務)を課す規則([Bulletin 19-14](#))を公表した(2019 年 10 月 1 日発効)。

2 欧州(EEA)

(1) 欧州司法裁判所の判決

2019 年 9 月 24 日、欧州司法裁判所は、検索エンジンの運営者に対して、ある情報について「忘れられる権利」が行使された場合(旧データ保護指令 14 条、GDPR 17 条)、全ての EU 加盟国内の検索結果から当該情報へのリンクに対するアクセスを防ぐ措置を講じる必要がある一方で、EU 加盟国外の検索結果についてそのような措置を講じる必要はない旨の判決を下した。

2019 年 10 月 1 日、欧州司法裁判所は、GDPR 4 条 11 号・6 条 1 項(a)号の解釈として、チェック済みのチェックボックスを用いた同意の取得は無効である旨を明言する判決を下した。また、欧州司法裁判所は同時に、e-Privacy 指令 5 条 3 項の解釈として、Cookie を処理するためには、Cookie の処理期間と、第三者がそれらの Cookie にアクセスし得ることについて、ユーザーへの開示が必要である旨の判断も下している。同意に関するガイドラインにおいて、既にチェック済みのチェックボックスを用いた同意の取得が無効である旨は示されていたが、その点が欧州司法裁判所でも確認されたことになる。

(2) データ主体の権利に関するガイドライン

2019 年 9 月 10 日に行われた欧州データ保護会議(European Data Protection Board)の本会議において、「データ主体の権利に関するガイドライン(Guidelines on data subjects rights)」が[アジェンダ](#)に掲げられていた。同ガイドラインの詳細は不明であるが、今後承認される可能性があるため、動向を注視する必要がある。また、データ主体の権利については、各国のデータ保護当局がそれぞれのウェブサイトにおいて情報提供を行っており、これらも参考になる(例えば英国のデータ保護監督機関である [ICO のウェブサイト](#)等)。

(3) Brexit への対応

2019 年 9 月 11 日、英国のデータ保護監督機関である ICO が、中小企業が “No Deal Brexit” に備えて、データ保護規制遵守のためにどのような対応を取るべきかを示す[ガイドライン](#)を公表した。欧州経済領域(EEA)と英国との間でのデータ移転

がいかなる規制に服するか等を解説し、Brexit 以後、中小企業が、これまでと異なるデータ保護規制に順応できるよう支援することを目的としている。

また、それに先立つ 9 月 10 日、フランスのデータ保護監督機関である CNIL が、“No Deal Brexit”が発生した場合、EEA と英国との間でのデータ移転に関して、データ保護規制対応にどのような変化が生じるか、[質問集\(FAQ\)](#)を公表した。このように、各国においては“No Deal Brexit”に向けて、データ保護規制対応の変化に向けた準備が着々と進められている。詳細は、[当事務所ヨーロッパニュースレター2019年2月号](#)もご参照いただきたい。

3 中国

インターネット生態管理規定についての意見募集が 2019 年 9 月 10 日から 2019 年 10 月 10 日まで行われた。本規定は、ネット上の情報コンテンツを管理の対象とし、情報コンテンツの制作、提供及び使用等に関し、違法及び有害な情報の規制を強化し、良好なネット秩序を維持し、公民、法人及びその他の組織の名誉、プライバシー等の合法的な権益を保障することを目的とするものである。

4 ブラジル

2018 年 7 月 10 日に議会で可決された一般データ保護法案は、2018 年 8 月 14 日に大統領が国家データ保護当局等に関する一部の規定を削除のうえ承認・成立していたが、2019 年 7 月 8 日に、国家データ保護当局の設置その他に関する修正を含む、一般データ保護法の最終版が成立した。一般データ保護法は 2020 年 8 月 15 日から施行予定である。

5 アルゼンチン

2000 年から施行されている個人データ保護法に基づき、2018 年 10 月 22 日に公表されたデータ保護当局の執行命令により、個人情報の私的・公的データベースの登録を義務づける新しいシステム(the Distance Procedures Platform)が設置された。このシステムを通じて、未登録のデータベースを遅滞なく登録するだけでなく、以前登録済みのデータベースであっても再登録することが要求されている。私的データベースの登録完了期限は 2019 年 10 月 31 日と迫っており、早急な対応が必要となる。

6 オーストラリア

消費者データ権に関する改正法([Treasury Laws Amendment \(Consumer Data Right\) Act 2019](#))が 2019 年 8 月 12 日に成立し、翌日から施行されている。これはオープンバンキングを推進するもので、主要 4 銀行を皮切りに、段階的に他の銀行やエネルギー・通信業界への適用も予定されている。

7 フィリピン

フィリピンのデータ保護機関であるフィリピン国家プライバシー委員会(Philippines National Privacy Commission)が、米国、メキシコ、日本、韓国、台湾、シンガポール、オーストラリア及びカナダが加入している APEC の CBPR システム(事業者が、自社の越境個人情報保護に関するルール、体制等に対して自己審査を行い、その内容について予め APEC から認定された認証団体から審査を受け、認証を得る制度)への加入を申請した。



いわせ
岩瀬 ひとみ

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
h_iwase@jurists.co.jp

1997年弁護士登録、2004年ニューヨーク州弁護士登録。1994年早稲田大学法学部卒業、2003年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。知財/IT関連の各種取引や争訟(特許関連訴訟、商標関連訴訟、システム関連紛争等)を主に扱う。IT分野では、国内および外国が絡む、様々な局面における個人情報・データ関連の規制その他の問題や、クラウド、AI、IoT等新しい技術を用いたビジネスに絡む各種法律問題についてアドバイスを行う。



まつもと あやこ
松本 絢子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
a_matsumoto@jurists.co.jp

2005年弁護士登録、2013年ニューヨーク州弁護士登録。2012年ノースウェスタン大学ロースクール卒業(LL.M.)後、2012-2013年ニューヨークの米国三菱商事会社および北米三菱商事会社に出向。国内外のM&Aや企業組織再編のほか、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、情報管理、ブランド戦略、保険等に関連する企業法務一般を幅広く扱う。情報管理関連では、個人情報や営業秘密、知財、インサイダー取引規制等に関する法律問題や、AI・クラウドに絡む法律問題等についてアドバイスを提供している。情報法制学会会員。



いしかわ のりや
石川 智也

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
n_ishikawa@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2005年東京大学法学部卒業、2015年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016年ミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr 法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017年ニューヨーク州弁護士登録。グローバルでの個人情報保護法制・データ規制へのコンプライアンス対応について多くの日本企業にアドバイスを提供。特に、GDPR対応については150社を超える日系企業へのアドバイス経験を有し、関連する講演・執筆記事も多数。情報法制学会会員、Certified Information Privacy Professional/Europe(CIPP/E)。



かわい ゆうこ
河合 優子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
y_kawai@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2013年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年ニューヨーク州弁護士登録。M&A、ジョイントベンチャー、データ関連法制、ライセンス・電子商取引その他企業法務全般について、クロスボーダー案件を中心に数多く担当。日本の個人情報保護法制については、多国籍企業を含む国内外の企業・組織をクライアントとし、データの域外移転や医療・遺伝子関連データの取得等を含む多岐に渡る問題点について、多くのアドバイスを継続的に提供。情報法制学会会員。一般社団法人遺伝情報取扱協会監事。



むらた とものぶ
村田 知信

西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 弁護士
to_murata@jurists.co.jp

2010年弁護士登録、2018年カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロースクール卒業(LL.M.)後、ロンドンの知財ファームであるBristows LLPに出向。2019年からベトナム外国弁護士に登録してホーチミンオフィスで勤務し、ベトナム、タイ、シンガポール等を含む東南アジアのサイバーセキュリティ、データ保護等のIT関連規制やIT・知的財産に係る取引・紛争を中心にアドバイスを提供している。基本/応用情報技術者試験合格、情報処理安全確保支援士登録(2019年)。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/>>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2019